

○珠洲市復旧・復興建設工事共同企業体取扱要綱

令和6年4月8日

告示第32号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模災害の発生により本市が甚大な被害を受けた場合において、復旧・復興を目的とする建設工事を円滑に施工するため、競争入札に参加しようとする共同企業体の取り扱い等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 復旧・復興JV 被災地域において不足する技術者及び技能労働者等を広域的な観点から確保又は被災地域に所在する建設業者の施工能力を強化する目的で結成する建設工事共同企業体をいう。
- (2) 建設業者 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する事業者をいう。
- (3) 有資格業者 珠洲市財務規則（昭和40年珠洲市規則第8号）第71条第2項の規定による審査を受け、同項に規定する資格を有する者の名簿に登載された建設業者をいう。
- (4) 復旧・復興工事 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定に基づき制定される政令により、激甚災害又は局地激甚災害として指定された災害により被害を受けた公共土木施設等に関する建設工事をいう。

(対象工事)

第3条 復旧・復興JVにより競争入札を行わせることができる建設工事は、次の各号に定める復旧・復興工事であって、市長が必要と認めるものとする。

- (1) 土木一式工事 設計金額が5千万円以上1億5千万円未満のもの
- (2) 建築一式工事 設計金額が3千万円以上1億5千万円未満のもの
- (3) 管工事 設計金額が5千万円以上1億円未満のもの

2 前項各号に掲げるもの以外の工事について、市長が必要と認める場合は、復旧・復興JVにより競争入札を行わせることができるものとする。

(復旧・復興JVの入札参加資格)

第4条 復旧・復興JVは、次条から第8条までに定める資格要件を満たすものでなければならない。

(復旧・復興JVの構成数及び結成方法)

第5条 復旧・復興JVを構成する有資格者業者（以下「構成者」という。）の数は、2者とし、自主結成とする。

(構成者の組み合わせ)

第6条 構成者は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

(1) 次のアに該当する者(以下「代表者」という。)1者及び次のイに該当する者(以下「構成員」という。)1者による組合せであること。

ア 競争入札に付する工事種類についての格付けがA等級であり、珠洲市内に主たる営業所を有する有資格業者

イ 競争入札に付する工事種類についての格付けがA等級であり、珠洲市を除く石川県内に主たる営業所を有する有資格業者

(2) 代表者が4つ以上の復旧・復興JVを結成していないこと。

(3) 1つの工事種類について、構成員が他の復旧・復興JVの構成員でないこと。

(構成者の施工実績等)

第7条 構成者は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1) 競争入札に付する工事の種類について、元請としての施工実績を有すること。

(2) 競争入札に付する工事の種類について、法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けてからの営業年数が3年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工を確保することができると認められる場合にあつては、この限りではない。

(3) 競争入札に付する工事の種類について、監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(構成者の出資比率)

第8条 構成者の出資比率の最小限度は、30パーセントとする。

2 構成者の出資比率は、請け負うこととなった復旧・復興工事ごとに決定し、市長に通知するものとする。

(復旧・復興JVの入札参加資格の審査)

第9条 復旧・復興JVを結成して競争入札に参加しようとする者は、あらかじめ、復旧・復興建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、資格審査を受けなければならない。

(1) 復旧・復興建設工事共同企業体協定書(様式第2号)の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書を受理した時は、資格審査を行い、復旧・復興JVの代表者に対し、その結果を通知するものとする。

3 復旧・復興JVの代表者は、第1項の申請書又はその添付書類の記載事項に変更があつたときは、速やかに、市長に対し変更の届出をしなければならない。

(競争入札への参加の制限)

第10条 代表者が2つ以上の復旧・復興JVを結成している場合であつて、1つの復旧・復興JVが競争入札に参加する場合、当該代表者を含む他の復旧・復興JVは

同一の競争入札に参加することができないものとする。

2 復旧・復興 J V を対象とした復旧・復興工事の場合、復旧・復興 J V 以外の有資格業者は、当該競争入札に参加することができないものとする。

(復旧・復興 J V の解散等)

第 1 1 条 構成者のいずれかが法第 2 9 条又は法第 2 9 条の 2 第 1 項の規定により建設業許可が取り消された場合は、当該復旧・復興 J V は解散したものとみなす。

2 復旧・復興 J V が解散又は前項の規定により解散したものとみなされたときは、復旧・復興 J V の代表者は、速やかに、市長に対し解散届(様式第 3 号)を提出しなければならない。

(入札書)

第 1 2 条 復旧・復興 J V の入札書には、復旧・復興 J V の名称及びその代表者を明記の上、押印するものとする。ただし、競争入札が珠洲市電子入札システムを用いて執行される場合においては、復旧・復興 J V の代表者となる有資格業者名義の I C カードを用いるものとする。

(契約書)

第 1 3 条 復旧・復興 J V の工事請負契約書には、復旧・復興 J V の所在地及び名称を明記し、構成者全員が記名押印するものとする。

(その他)

第 1 4 条 この告示に定めるもののほか、復旧・復興工事の競争入札における復旧・復興 J V の取り扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

復旧・復興建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書

珠洲市長

共同企業体の事務所の所在地	
共同企業体の名称	復旧・復興建設工事共同企業体
共同企業体代表者	
所在地	
名称	
代表者名	㊟
共同企業体構成員	
所在地	
名称	
代表者名	㊟

今般、
を代表者とする
復旧・復興建設工事共同企業体を以下のとおり結成し、
同企業体で珠洲市が発注する復旧・復興工事の競争入札に参加したいので添付書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

また、珠洲市が発注する復旧・復興工事について、次の権限を
復旧・復興建設工事共同企業体の
代表者に委任します。

- (1) 工事の入札に関する一切の権限
- (2) 工事請負契約に関する一切の権限（契約の締結を除く。）
- (3) 工事完成保証に関する一切の権限
- (4) 工事請負代金の請求及び受領に関する一切の権限
- (5) 上記権限の範囲内において、復代理人を専任する権限
- (6) その他工事の施工に係る届出及び報告に関する一切の権限

1 共同企業体の構成

区分	許可番号 及び 許可年月日	主たる営業所の 所在地	商号又は名称 及び 代表者氏名	入札参加 希望工種
代表者				
構成員				

2 入札、請負契約に基づく行為に使用する印鑑

代表者	構成員

※共同企業体協定書の写しを添付すること。

様式第2号（第9条関係）

復旧・復興建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、珠洲市が発注する復旧・復興工事を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇復旧・復興建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当共同企業体は、 年 月 日に成立し、復旧・復興工事を受注したときは、当該工事が完成し工事請負代金の支払いを受けるまでの間は、解散することができない。
2 前項の存続期間は、共同企業体を構成する事業者全員の同意を得て、これを延長することができる。

（企業体構成者の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成者は、次のとおりとする。

〇〇市〇〇町〇〇
〇〇建設株式会社
〇市〇〇町〇〇
〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、復旧・復興工事の入札及び施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の比率）

第8条 企業体構成者の出資比率は、30%を下回らないものとし、請け負った復旧・復興工事ごとに定めるものとする。ただし、当該復旧・復興工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成者の出資比率は変わらないものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、企業体構成者全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工

事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、復旧・復興工事の完成に当たるものとする。

(構成者の責任)

第10条 各構成者は、復旧・復興工事の請負契約の履行及び下請契約その他の復旧・復興工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取り引きするものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条の規定に基づき定める出資金の割合により構成者に利益金を配分するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条の規定に基づき定める出資金の割合により構成者が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成者の脱退に対する措置)

第16条 構成者は、発注者及び構成者全員の承認がなければ、当企業体が請け負った復旧・復興工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成者のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成者が共同連帯して復旧・復興工事を完成する。

3 第1項の規定により構成者のうち脱退した者があるときは、残存構成者の出資割合は、脱退構成者が脱退前に有していた出資の割合を残存構成者が有している出資の割合により分割し、これを第8条の規定に基づき定める割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成者の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成者の出資金から構成者が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成者の除名)

第17条 当企業体は、構成者のうちいずれかが復旧・復興工事の途中において、重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成者全員及び発注者の承認により当該構成者を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成者に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成者が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成者の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成者のうち、いずれかが復旧・復興工事の途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第19条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成者は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第20条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社 外〇社は、上記のとおり〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの本協定書を〇通作成し、各通に構成者が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

企業体代表者

所在地

名称

代表者名

①

企業体構成員

所在地

名称

代表者名

①

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

珠洲市長

共同企業体の名称

共同企業体代表者

所在地

名称

代表者名

⑩

共同企業体構成員

所在地

名称

代表者名

⑩

解 散 届

年 月 日付けで申請した〇〇復旧・復興建設工事共同企業体については、
年 月 日付けで解散したので届け出ます。